

2021年12月24日
トヨタモビリティ東京株式会社

谷原目白通り店の行政処分につきまして

当社 谷原目白通り店において、特定整備作業に重大な瑕疵があったことが認められました。お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑ならびにご不便をお掛けいたしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

本日、国土交通省関東運輸局より、道路運送車両法第90条および同法第91条の3の違反があったとして、谷原目白通り店の自動車特定整備事業の停止命令を申し渡されましたので、ご報告申し上げます。

度重なる行政処分のご報告となり、これからの信頼回復への道りは極めて厳しいものであることを重く受け止め、会社改革ならびにお客様の信頼回復に尽力してまいります。

記

1. 処分の概要

- ・ 特定整備作業に重大な瑕疵があったこと、整備主任者の特定整備に関する統括管理不備があったことにより、谷原目白通り店の自動車特定整備事業の10日間停止
- ・ 停止期間：2021年12月27日（月）～2022年1月5日（水）

2. 対象台数 1台

3. 自動車特定整備事業停止期間中の対応について

停止期間中は、お客様のご意向を伺った上で、弊社近隣店舗に回送して点検、整備および検査を実施させていただきます。

<本件に関するお問い合わせ ※>

【お客様】お客様相談テレフォン 0120-127-126

火曜日定休、受付 9:00～17:00

【報道関係】総務部 総務企画室 広報グループ 03-5439-2430

※年末年始休業期間（2021年12月28日～2022年1月7日）を除く

以上